

「サイバー対処能力強化法に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する制度の解説（特定重要電子計算機の届出及び特定侵害事象等の報告）（案）」に関する意見募集の結果について

令和8年9月30日

内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省
農林水産省・経済産業省・国土交通省

「サイバー対処能力強化法に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する制度の解説（特定重要電子計算機の届出及び特定侵害事象等の報告）（案）」について、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。その結果について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 実施方法

- （１）募集期間：令和8年7月15日（水）午前0時 から
同年8月19日（水）午前0時 まで
- （２）提出方法：インターネット上の意見募集フォーム、郵送又は電子メールにて

2. 実施結果

- （１）寄せられた御意見の数：78件（1件の提出意見に複数の御意見が含まれる場合もあります。）
- （２）寄せられた御意見と御意見に対する考え方：別紙のとおり
※寄せられた御意見は整理又は要約しています。提出意見そのものにつきましては、下記お問合せ先までご連絡ください。
※本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、考え方は示しませんが、承っております。

3. お問合せ先

内閣府政策統括官（サイバー安全保障担当）付

サイバー対処能力強化法に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する制度の解説（特定重要電子計算機の届出及び特定侵害事象等の報告）（案）担当

TEL：03-5253-2111